

青森県報

第三千六百六十号

平成二十五年
三月一日
(金曜日)

目次

告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出	(高年齢福祉課)	一
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出	(同)	一
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出	(同)	二
漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正	(水産振興課)	二
漁船保険付保義務の発生	(下北地域民局)	二
公 告		
公有財産の売却に係る一般競争入札	(財産管理課)	三
二級建築士試験及び木造建築士試験の施行	(建築住宅課)	三
選挙管理委員会		
公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程	(事務局)	五
政治資金規程法による政治団体の名称等の公表	(同)	五
政治資金規程法による政治団体の届出事項の異動の届出	(同)	五
政治資金規程法による政治団体の解散の届出	(同)	六
政治資金規程法による資金管理団体の名称等の公表	(同)	七
選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数	(同)	七

雑 報

平成二十五年調剤師試験の実施について……………(保健衛生課) ……七

告 示

青森県告示第四百四十六号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十五年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
名称又は氏名 主たる事務所又は住所	訪問介護	名称	所在地	平成 二五・一・三	平成 二五・二・六
医療法人 仁桂会	訪問看護	特別養護老人ホーム 弘光園	八戸市根城三丁目一〇の二	二五・一・三	二五・二・六
社会福祉法人 光仁	訪問介護	特別養護老人ホーム 弘光園	八戸市根城三丁目一〇の二	二五・一・三	二五・二・六
八戸市根城四丁目六の二	訪問看護	弘光園	八戸市根城三丁目一〇の二	二五・一・三	二五・二・六

青森県告示第四百四十七号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十五年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人千隆会	八戸市柏崎六丁目二九の六	岸原病院	八戸市柏崎六丁目二九の六	二四・三・一八	二四・三・三
津軽保健生活協同組合	弘前市大字田二町五丁目二の二	津軽保健生活協同組合訪問看護ステーション	弘前市大字藤代二丁目二の二	"	二五・一・三
有限会社キユー在宅介護	弘前市大字清原三丁目一〇の八	ケアプランキユーア	黒石市松原七八の一九	平成二四・三・一〇	平成二五・一・二四
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う所			

青森県告示第百四十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十五年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人仁桂会	八戸市根城四丁目六の二二三	介護予防訪問看護	八戸市根城三丁目一〇の二二二	平成二五・一・一六	平成二五・三・一六
名称又は氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービスの種類	名称	廃止の届出年月日	廃止年月日
指定介護予防サービス事業者		介護予防サービス事業所			

青森県告示第百四十九号

昭和五十年九月六日青森県告示第百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表深浦区域の項の次に次のように加える。

深浦町区域 新深浦町漁業協同組合の地区のうち大字船作及び深浦漁業協同組合の地区	1 さざえ・あわび潜水器漁業
--	----------------

青森県告示第百五十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
むつ市大畑町新町二〇番地二 むつ市大畑町湊村四番地 むつ市大畑町正津川二五四番地四	大畑
一戸 清史 新保 信一 柏 智弘	
下北郡東通村大字尻屋字村中四一番地 下北郡東通村大字尻屋字村中二四番地 下北郡東通村大字尻屋字村中三四番地	尻屋
住吉 與悦 石田 淳三 石田 長智	

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所在地	地目	地積（平方メートル）
上北郡七戸町字笹田川久保三二の二ほか	宅地	三、一三一・四七

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部財産管理課

東京都千代田区丸の内一丁目一の一 東急リパブル株式会社ソリューション事業本部

業本部

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部財産管理課

2 入札日時

平成二十五年四月十九日 午前九時から

平成二十五年四月二十六日 午後五時まで（必着）

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎西棟七階C会議室

4 開札日時

平成二十五年五月十四日 午前十時から

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

平成二十五年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行するので、青森県建築士法施行細則（昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号）第二十四条の規定により公告する。

平成二十五年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の日時及び場所

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

平成二十五年七月七日(日) 午前十時から

(2) 場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

平成二十五年九月十五日(日) 午前十一時から

(2) 場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

平成二十五年七月二十八日(日) 午前十時から

(2) 場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

平成二十五年十月十三日(日) 午前十一時から

(2) 場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム

二 受験申込手続

1 郵送による受験申込

郵送による受験申込については、以下(一)又は(二)に該当する者に限り行うことができる。

(一) 過去に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち平成二十四年以前の二級建築士及び木造建築士試験の受験票又は合否の通知書が添付されている者。

(二) 離島等で直接申込ができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者

(1) 受験申込受付期間

平成二十五年三月十九日(火) から四月三日(水) まで

(2) 受験申込方法及び郵送

次の宛先(締切日の消印のあるものまで有効。)に、必ず簡易書留で郵送

すること。

東京都中央区京橋二丁目一四の一 財団法人建築技術教育普及センター本部

2 インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、平成十六年以降に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込に必要な個人情報を使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(一) 受験申込受付期間

平成二十五年三月二十八日(木) から四月三日(水) まで

(二) 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaiec.jp/>) に おいて、必要な事項を入力し申込みこと。

3 受付場所における受験申込

過去に二級建築士試験及び木造建築士試験を受験したことがない者(過去に受験した二級建築士試験及び木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を添付できない者を含む。)は、必ず受付場所における受験申込を行うこと。また、受付場所における受験申込については、1又は2による受験申込ができなかった者も行うことができる。

(一) 受験申込受付期間

平成二十五年四月十一日(木) から同月十五日(月) まで(ただし、八戸市での受付は同月十二日(金) までとする。)

(二) 受験申込書受付場所

(1) 青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム 七階はまなす

(2) 八戸市一番町九の三二 八戸地域地場産業振興センター ユートリー

(三) 受験申込書の受付は、(二)の受付地に設ける受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出したものについて行う。

三 合格発表

1 二級建築士試験

(一) 学科試験 平成二十五年八月二十七日頃

(二) 設計製図試験 平成二十五年十二月五日頃

2 木造建築士試験

(一) 学科試験 平成二十五年九月十日頃

四 (一) 設計製図試験 平成二十五年十二月五日頃
その他

試験に関する問合せについては、社団法人青森県建築士会(電話〇二七 七七三二八七八)に電話すること。

なお、試験実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の都道府県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十一号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程(昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二百十三号様式中「四十万を超える場合にあつては、そのを超える数」を「四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年三月一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法(昭和二十五年法律第九十号)第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
生活の党青森県参議院選挙区第1総支部	平山 幸司	中野 美智	青森市大字大野字前田六二の九	参議院議員	平成二五・一七
生活の党青森県第1区総支部	横山 北斗	地口 あゆ	青森市古川三丁目二二の三	衆議院議員	二五・一五

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
青森県歯科衛生士連盟	齊藤 桂	松井 美保子	青森市青柳一丁目三の一一	平成二五・一四
蝦名武会	蝦名 武	井上 宏	青森市新町二丁目八の一八	二五・一三
蝦名武後援会	大坂 昇三	井上 宏	青森市新町二丁目八の一八	二五・一三

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
工藤信政策研究会	工藤 信	藤村 義美	弘前市大字鬼沢字高蒲沢八三	参議院議員	平成二五・一三

青森県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次

の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年三月一日

青森県選挙管理委員会委員長 川村 能人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	民主党青森県第4区総支部	自由民主党青森県電気通信支部	社会民主党青森県連合
異動事項	葛西 憲次	主たる事務所の所在地 青森市大字浦町字奥野三五四の九	代表者 平沢 太郎
新	山田 修市	代表者 花田 磐	代表者 三上 武志
旧	渡辺 英彦	代表者 渡辺 英彦	代表者 三上 武志
年月日	平成 二五・一九	年月日	二五・一五

政党以外の政治団体

政治団体の名称	国民の生活が第一青森県参議院選挙区第1総支部
異動事項	国会議員関係の区分
新	政党以外の政治団体 法第十九条の七に 係る国会議員関係 の区分
旧	政党の支部 法第十九条の七に 係る国会議員関係 の区分
年月日	平成 二五・一二

国民の生活が第一青森県第3区総支部	国民の生活が第一青森県第2区総支部	国民の生活が第一青森県第1区総支部	古館傳之助後援会	山崎力後援会	中山恭子青森後援会
政治団体の区分	政治団体の区分	政治団体の区分	代表者	代表者	代表者
国会議員関係の区分	国会議員関係の区分	国会議員関係の区分	古館 良策	佐々木 義樓	中山恭子青森後援会
国会議員関係以外の政治団体	国会議員関係以外の政治団体	国会議員関係以外の政治団体	元沢 正治	木村 武一	柴田千代治後援会
法第十九条の七に係る国会議員関係の種類 衆議院議員	法第十九条の七に係る国会議員関係の種類 衆議院議員	法第十九条の七に係る国会議員関係の種類 衆議院議員	二五・一四	二五・一四	二五・一三
二五・一二	二五・一三	二五・一三	二五・一四	二五・一四	二五・一三

青森県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同法第三項の規定により告示する。

平成二十五年三月一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党青森県軍恩支部	平成二五・一・三	平成二五・一・三

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
葛西孝彦後援会	平成二四・二・三	平成二五・一・四
北畠弘美後援会	二四・二・三	二五・一・八
田名部匡省後援会	二四・二・三	二五・一・二
館岡一郎後援会	二五・一・一五	二五・一・一六
高木武弘後援会	二四・二・三〇	二五・一・二
加賀谷タタ工後援会	二四・二・三	二五・一・二四
寺澤松義後援会	二四・三・三〇	二五・一・二四

青森県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十二年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十五年三月一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 （公職の種類）	資金管理団体の 名称	代表者	主たる事務所の 所在地	届出 年月日
蝦名 武 （青森市長）	蝦武会	蝦名 武	青森市新町二丁目八 の一八	平成 二五・一・三
工藤 信 （参議院議員）	工藤信政策研究 会	工藤 信	弘前市大字鬼沢字曹 蒲沢八三	二五・一・三

青森県選挙管理委員会告示第十六号

平成二十五年二月十六日現在における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数を、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年三月一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

二四三、三四三人

雑 報

平成25年度調理師試験の実施について

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第2項の規定により青森県知事から委任された調理師試験について、次のとおり実施する。

平成25年3月1日

社団法人調理技術技能センター
理事長 松 田 朝

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成25年8月24日(土曜日)午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場所

青森県立保健大学(青森市大字浜館字間瀬58の1)

2 受験申請書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成25年4月22日(月曜日)から同年6月6日(木曜日)まで

(2) 配布場所

青森県健康福祉部保健衛生課

県内各地域県民局地域健康福祉部保健給室(県内各保健所。ただし、青森市保健所は含みません。)

社団法人調理技術技能センター

3 受験申請書の受付日時及び場所

(1) 一般郵送受付

平成25年4月22日(月曜日)から同年6月6日(木曜日)まで

(2) 団体窓口受付(5名以上で、電話連絡が必要)

平成25年5月7日(火曜日)から同年6月3日(月曜日)までの平日の午前9時から午後5時まで

東京都中央区日本橋蛸留町2丁目8番5号 JACCビル5階

社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当あて

社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

4 受験資格

(1) 学歴

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条の規定に基づき、高等学校の入学資格を有する者(中学校卒業以上の者)

イ 旧制国民学校高等科を修了した者及び旧制中学校2年の課程を終わった者又は厚生労働大臣が同等と認める者

(2) 職歴

調理師法施行規則第4条に定める施設で、2年以上調理業務(原則週4日以上かつ1日6時間以上)に従事した者

調理師法施行規則第4条に定める施設で、2年以上調理業務(原則週4日以上かつ1日6時間以上)に従事した者

5 受験手数料

6,100円

6 合格発表の日時等

(1) 日時

平成25年9月30日(月曜日)

(2) 掲示場所

社団法人調理技術技能センター掲示板

青森県庁東側掲示板及び県内各地域県民局地域健康福祉部保健給室掲示板(県内各保健所。ただし、青森市保健所は含みません。)

(3) ホームページ

社団法人調理技術技能センターホームページアドレス
<http://www.chouri-ggc.or.jp/>

7 問い合わせ先

(1) 社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

電話 03(3667)1815

(2) 青森県健康福祉部保健衛生課

電話 017(734)9213